

## 触法調査又はぐ犯調査等に関する書類の様式について

(平成20年3月19日)

(栃少第5号)

触法調査又はぐ犯調査等に関する書類の様式及び取扱要領は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

### 第1 制定の趣旨

少年警察活動規則の一部が改正されたことに伴い、触法調査又はぐ犯調査等に関する書類の様式を定めたことから、その作成方法について示した。

### 第2 取扱要領

#### 1 触法調査に関する書類の作成

- (1) 触法少年を児童相談所に送致し、又は通告するに当たっては、当該少年の適正な処遇に資するため、触法少年事件送致書（別記様式第32号）又は児童通告書（別記様式第37号）のほか、必要に応じて、調査報告書、当該少年及び関係者の申述書（別記様式第3号）その他必要な書類を作成すること。
- (2) 触法少年を発見した場合（ぐ犯少年、児童相談所等への通告が必要と認められる要保護少年、継続補導が必要な不良行為少年及び継続的支援が必要な被害少年を発見した場合も同様とする。）は、発見報告書（別記様式第50号）を作成する。

発見報告書には、触法少年を発見した経緯、事案の概要及び発見した際発見者がとった措置等を記載すること。

- (3) 触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者（第2の1において「少年」という。）の申述書を作成する場合は、少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用いること。申述書には、当該少年の署名及び押印又は指印（以下「署名押印等」という。）を求めること。また、事情聴取に立ち会い、又は申述書の内容を確認した保護者等がある場合には、当該保護者等にも署名押印等を求めること。

なお、少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該触法少年は、他の被疑者に関する捜査上の参考人となるので、参考人供述調書を作成すること。

- (4) 触法調査における証拠物及び少年法（昭和23年法律第168号）第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件を少年が所持しているときは、少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定に基づき措置することができる。

なお、触法調査における証拠物及び少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件を少年以外の者が所持しているときも同様とする。

- (5) 少年に任意提出書（別記様式第4号）、還付請求書（別記様式第16号）及び所有権放棄書（別記様式第15号。以下「任意提出書等」という。）を作成させるときは、少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用い、各書類の意義等について丁寧に説明すること。任意提出書等には、当該少年の署名押印等を求めること。また、事情聴取に立ち会い、又は任意提出書等の内容を確認した保護者等がある場合には、当該保護者等にも署名押印等を求めること。
- (6) 少年法第6条の5第1項の規定により、警察官は、触法調査をするについて必要があるときは、押収、搜索、検証又は鑑定の囑託（以下「押収等」という。）をすることができるが、警察官を除く警察職員については押収等を行うことができないことから、押収等において用いる書類（領置調書（甲）（別記様式第5号）を含む。）を作成することはできないので留意すること。
- (7) 少年法第6条の6第3項の通知は調査概要結果通知書（別記様式49号）をもって行うものとする。

## 2 ぐ犯調査に関する書類の作成

- (1) ぐ犯少年を家庭裁判所に送致し、又は児童相談所に通告するに当たっては、当該少年の適正な処遇に資するため、ぐ犯少年事件送致書（別記様式第33号）又は児童通告書（別記様式第37号）のほか、必要に応じて、調査報告書、当該少年及び関係者の申述書その他必要な書類を作成すること。
- (2) ぐ犯少年と認められる者（第2の2において「少年」という。）の申述書を作成する場合は、少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用いること。申述書には、当該少年の署名押印等を求めること。また、事情聴取に立ち会い、又は申述書の内容を確認した保護者等がある場合には、当該保護者等にも署名押印等を求めること。
- (3) 少年が少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、その同意を得た上で一時これを預かること。この場合、当該物件を預かった警察職員は預り書（別記様式第51号）を作成するとともに、保護者等の申述書を作成し、当該物件を預かった旨を明らかにする書面を当該少年又は保護者等に交付する等して、物件の預かりのてんまつを明らかにしておくこと。
- (4) 少年以外の者が、少年法第24の2第1項各号のいずれかに該当する物件を所持している場合等で、事案処理のため特にその物件を必要とするときは、所有者等の協力を得て、任意差出書（別記様式第52号）とともにその物件

の提出を求めること。このとき提出者には、任意差出書の写しを交付する等して、そのてんまつを明らかにしておくこと。

なお、ここにいう任意差出書は、司法警察職員捜査書類基本書式例及び訓令別記様式第37号に規定する任意提出書とは異なるものであるので留意すること。

- (5) (3)又は(4)の場合において、被害者その他権利者に物件を返還する場合は、受領書（別記様式第53号）を徴すること。また、非行の防止上所持させておくことが適当でないと思われる物件を少年が所持していることを発見し、これを所有者その他の権利者に返還させた場合は、当該権利者から受領書を徴する等物件の措置のてんまつを明らかにする措置を講ずるものとする。

### 3 継続補導を要する不良行為少年等の取り扱い

継続補導を要する不良行為少年及び継続的な支援を要する被害少年等については、少年事案処理簿（別記様式第48号）を作成し、継続補導及び継続的な支援についてその経過を明らかにすること。

### 4 調査主任官指名簿

#### (1) 触法調査

個々の触法調査につき調査主任官の指名を受ける者に対し、規則第18条第2項及び第30条第1項に規定された職務を的確に行わなければならない旨を徹底するとともに、適切な指名を担保するという趣旨から、指名に当たっては調査主任官指名簿（別記様式第54号）に所定事項を記載し、指名者において押印した後、指名を受けた者が閲覧できる状態におくものとする。

#### (2) ぐ犯調査

個々のぐ犯調査における調査主任官の指名に当たっても、調査主任官指名簿（別記様式第55号）に所定事項を記載し、指名者において押印した後、指名を受けた者が閲覧できる状態におくものとする。

### 5 書類の編冊

- (1) 児童相談所への送致書類は、概ね次の順序によって綴ること。

ア 触法少年事件送致書（別記様式第32号）

イ 書類目録（別記様式第31号）

ウ その他の書類

その他の書類のうち証拠物関係書類については、当該書類の謄本を綴り、正本については、当該証拠物を家庭裁判所へ送付する際に併せて送付すること。ただし、還付又は廃棄を実施したことにより家庭裁判所へ送付することのない証拠物に係る書類については、当該書類の正本を児童相談所へ送致す

ることとする。

(2) 家庭裁判所へ証拠物を送付する際は、概ね次の順序によって証拠物送付書類を綴ること。

ア 証拠物送付書（別記様式第34号）

イ 証拠物総目録（別記様式第30号）

ウ 証拠物関係書類

証拠物関係書類については、当該書類の正本を綴ること。

#### 6 黒表示及び赤表示

申述書及び証拠物関係書類については、あらかじめ栃木県警察において印刷管理している一定の様式用の紙を用いる必要があること並びに送致記録に綴った場合に申述書及び証拠物関係書類の所在位置を明確にする必要があることから、申述書の右縁下部に黒表示、証拠物関係書類の右縁下部に赤表示を設けること。ただし、継続用紙については各表示を省略することができる。

黒表示及び赤表示は、用紙の右縁下部に、概ね縦40mm、幅5mmの大きさとする。

#### 第3 その他

この通達に規定するもののほか、触法調査又はぐ犯調査に関する書類の取扱要領については、触法調査又はぐ犯調査の性質に反しない限り、司法警察職員捜査書類基本書式例、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）別記様式等の取扱要領によるものとする。

#### 第4 施行期日及び経過措置

なお、様式を定める訓令においては特段の経過措置を設けていないが、当分の間、司法警察職員捜査書類基本書式例、犯罪捜査規範等により規定されている様式に必要な加筆修正を施した上で、使用して差し支えないこととする。